



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（流通・加工推進課）…………… 1
- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 2

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 海岸保全区域の指定の変更・2件（海岸防災課）…………… 3
- 港湾隣接地域の指定の変更・2件（港湾課）…………… 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 8
- 建築士法の規定による指定登録機関の指定（建築指導課）…………… 8
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 8

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 10

規 則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第2号

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

冷蔵庫使用料	1 式中264平方メートルの室	1 室につき月額	398,640円	を
	1 式中220平方メートルの室	1 室につき月額	332,200円	
加工施設使用料	1 平方メートルにつき月額 1,184円			

冷蔵庫使用料	青果冷蔵庫棟	1 式中264平方メートルの室	1 室につき月額	398,640円	に、
		1 式中220平方メートルの室	1 室につき月額	332,200円	
	冷蔵配送センター棟	1 式中165平方メートルの室	1 室につき月額	236,115円	
		1 式中111平方メートルの室	1 室につき月額	158,841円	
		1 式中53平方メートルの室	1 室につき月額	75,843円	
加工施設使用料	中央棟、青果冷蔵庫棟及び	1 平方メートルにつき月額 1,184円			

	新青果仲卸売場棟	
	冷蔵配送センター棟	1平方メートルにつき月額 866円

関係業者・団体事務所使用料	1階	1平方メートルにつき月額 1,919円
	2階	1平方メートルにつき月額 1,189円

関係業者・団体事務所使用料	中央棟	1階	1平方メートルにつき月額 1,919円
		2階	1平方メートルにつき月額 1,189円
		冷蔵配送センター棟	1平方メートルにつき月額 1,873円

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第3号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。
別表第1の3の項中「（国際物流拠点産業集積地域内で設立された法人に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第97号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
佐々木海	宜野湾市宜野湾三丁目	中城村字津覇浜原439番1
金城友子	八重瀬町字伊覇	八重瀬町字世名城前又原1139番
宮城善光	東村字宮城	東村字宮城美里原515番480ほか2筆
株式会社プロセス	豊見城市字高安	豊見城市字饒波後原1032番1ほか1筆

有限会社球美開発	久米島町字儀間	久米島町字真謝南真謝567番 1ほか15筆
久高将登	うるま市字宇堅	うるま市字田場河原575番
當銘悟	石垣市字石垣	石垣市字名蔵浦田原243番134ほか 4筆
狩俣昌之	宮古島市平良字狩俣	宮古島市平良字狩俣池田原311番ほか 1筆
根間清	宮古島市平良字東仲宗根	宮古島市平良字狩俣ウキス原3464番ほか 1筆
兼本光太郎	南風原町字津嘉山	南風原町字喜屋武田原626番 1ほか 1筆

2 認可年月日 平成28年 2月19日

沖縄県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第820号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・糸3号ガタ原線及び3・5・21号双子橋線
- 3 事業施行期間 平成13年12月7日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第99号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 金武町、恩納村、北谷町、北中城村、宜野湾市、西原町、与那原町、豊見城市及び南城市のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 2月25日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

沖縄県告示第100号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和52年沖縄県告示第189号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	仲田港海岸	仲田地区海岸	基点1から基点20までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点7までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を

		直線で結んだ線及び基点20と補助点7を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 一等三角点(宇1)伊是名島(北緯26度55分10秒618、東経127度56分38秒913)から35度08分14秒1015.45メートルの地点 基点2 基点1から202度00分00秒125.00メートルの地点 基点3 基点2から149度59分59秒100.00メートルの地点 基点4 基点3から184度59分59秒80.00メートルの地点 基点5 基点4から209度59分58秒77.00メートルの地点 基点6 基点5から271度00分00秒22.00メートルの地点 基点7 基点6から267度44分11秒31.65メートルの地点 基点8 基点7から182度41分50秒42.88メートルの地点 基点9 基点8から101度16分26秒28.27メートルの地点 基点10 基点9から118度13分42秒1.93メートルの地点 基点11 基点10から133度25分13秒2.28メートルの地点 基点12 基点11から114度11分55秒2.34メートルの地点 基点13 基点12から85度47分45秒10.39メートルの地点 基点14 基点13から94度06分37秒0.82メートルの地点 基点15 基点14から98度29分01秒2.11メートルの地点 基点16 基点15から188度28分27秒0.40メートルの地点 基点17 基点16から98度31分51秒1.80メートルの地点 基点18 基点17から8度38分14秒0.40メートルの地点 基点19 基点18から98度32分45秒5.05メートルの地点 基点20 基点19から110度15分55秒15.61メートルの地点 補助点1 基点1から100度00分00秒80.00メートルの地点 補助点2 基点3から87度38分49秒70.13メートルの地点 補助点3 基点3から92度38分28秒136.39メートルの地点 補助点4 基点3から105度07分53秒136.86メートルの地点 補助点5 基点3から111度14分27秒74.22メートルの地点 補助点6 基点4から112度59分59秒80.00メートルの地点 補助点7 基点4から148度09分30秒74.74メートルの地点
--	--	---

沖縄県告示第101号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第540号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	仲田港海岸	仲田Ⅱ地区海岸	基点1から基点23までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点12までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点23と補助点12を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 一等三角点(宇1)伊是名島(北緯26度55分10秒618、東経127度56分38秒913)から52度40分04秒697.24メートルの地点

基点2	基点1から110度15分54秒6.22メートルの地点
基点3	基点2から46度48分50秒22.79メートルの地点
基点4	基点3から171度48分43秒40.04メートルの地点
基点5	基点4から167度58分15秒82.53メートルの地点
基点6	基点5から178度22分24秒36.29メートルの地点
基点7	基点6から165度33分41秒42.19メートルの地点
基点8	基点7から161度20分28秒169.32メートルの地点
基点9	基点8から173度31分32秒27.10メートルの地点
基点10	基点9から171度29分02秒117.19メートルの地点
基点11	基点10から182度06分26秒36.83メートルの地点
基点12	基点11から171度29分53秒52.36メートルの地点
基点13	基点12から158度22分42秒97.79メートルの地点
基点14	基点13から144度03分55秒44.13メートルの地点
基点15	基点14から150度39分17秒62.73メートルの地点
基点16	基点15から224度17分10秒10.78メートルの地点
基点17	基点16から207度52分09秒4.99メートルの地点
基点18	基点17から110度23分33秒9.10メートルの地点
基点19	基点18から41度11分55秒10.12メートルの地点
基点20	基点19から117度59分10秒45.91メートルの地点
基点21	基点20から64度08分53秒18.22メートルの地点
基点22	基点21から64度08分43秒12.27メートルの地点
基点23	基点22から89度25分28秒55.05メートルの地点
補助点1	基点1から46度41分49秒90.24メートルの地点
補助点2	基点3から54度47分02秒79.11メートルの地点
補助点3	基点4から77度15分09秒49.76メートルの地点
補助点4	基点5から102度50分21秒94.37メートルの地点
補助点5	基点7から95度32分20秒162.13メートルの地点
補助点6	基点7から108度42分12秒142.29メートルの地点
補助点7	基点8から45度33分29秒144.35メートルの地点
補助点8	基点8から52度59分46秒95.86メートルの地点
補助点9	基点12から72度36分53秒82.96メートルの地点
補助点10	基点13から69度43分47秒81.91メートルの地点
補助点11	基点14から75度34分32秒87.00メートルの地点
補助点12	基点23から359度05分46秒38.04メートルの地点

沖縄県告示第102号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、昭和55年1月24日付け沖縄県公報定期第800号で公告した仲田港港湾隣接地域の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

仲田港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 港湾名及び地区名 仲田港仲田地区
- 2 指定地域

変更前	変更後
基点1から100度に引いた線、基点1から基点7までの各点を順次結んだ線及び基点7から110度に	基点1から100度に引いた線、基点1から基点20までを順次直線で結んだ線、基点20から46度41

引いた線と水際線により囲まれた陸域	分49秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
基点0 伊是名村大字仲田160番地内の船揚場後端（北緯26度55分23秒27、東経127度57分7秒19）	基点1 一等三角点（宇1）伊是名島（北緯26度55分10秒618、東経127度56分38秒913）から35度08分14秒1, 015.45メートルの地点
基点1 基点0から305度10メートルの地点	基点2 基点1から202度00分00秒125.00メートルの地点
基点2 基点1から202度125メートルの地点	基点3 基点2から149度59分59秒100.00メートルの地点
基点3 基点2から150度100メートルの地点	基点4 基点3から184度59分59秒80.00メートルの地点
基点4 基点3から185度80メートルの地点	基点5 基点4から209度59分58秒77.00メートルの地点
基点5 基点4から210度77メートルの地点	基点6 基点5から271度00分00秒22.00メートルの地点
基点6 基点5から271度22メートルの地点	基点7 基点6から267度44分11秒31.65メートルの地点
基点7 基点6から189度43メートルの地点	基点8 基点7から182度41分50秒42.88メートルの地点
	基点9 基点8から101度16分26秒28.27メートルの地点
	基点10 基点9から118度13分42秒1.93メートルの地点
	基点11 基点10から133度25分13秒2.28メートルの地点
	基点12 基点11から114度11分55秒2.34メートルの地点
	基点13 基点12から85度47分45秒10.39メートルの地点
	基点14 基点13から94度06分37秒0.82メートルの地点
	基点15 基点14から98度29分01秒2.11メートルの地点
	基点16 基点15から188度28分27秒0.40メートルの地点
	基点17 基点16から98度31分51秒1.80メートルの地点
	基点18 基点17から8度38分14秒0.40メートルの地点
	基点19 基点18から98度32分45秒5.05メートルの地点
	基点20 基点19から110度15分55秒15.61メートルの地点

3 変更年月日 平成28年 3月 1日

沖縄県告示第103号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、昭和57年10月14日付け沖縄県公報定期第1081号で公告した仲田港港湾隣接地域の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

仲田港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 港湾名及び地区名 仲田港仲田Ⅱ地区
- 2 指定地域

変更前	変更後
基点1から70度に引いた線、基点1から基点3までを順次直線で結んだ線、基点3から74度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域 基点1 基準点（北緯26度54分56秒718、東経127度56分45秒771）から52度3分5秒693.80メートルの地点 基点2 基点1から170度200.00メートルの地点 基点3 基点2から164度210.00メートルの地点	基点1から46度41分49秒に引いた線、基点1から基点23までを順次直線で結んだ線、基点23から359度05分46秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域 基点1 一等三角点（字1）伊是名島（北緯26度55分10秒618、東経127度56分38秒913）から52度40分04秒697.24メートルの地点 基点2 基点1から110度15分54秒6.22メートルの地点 基点3 基点2から46度48分50秒22.79メートルの地点 基点4 基点3から171度48分43秒40.04メートルの地点 基点5 基点4から167度58分15秒82.53メートルの地点 基点6 基点5から178度22分24秒36.29メートルの地点 基点7 基点6から165度33分41秒42.19メートルの地点 基点8 基点7から161度20分28秒169.32メートルの地点 基点9 基点8から173度31分32秒27.10メートルの地点 基点10 基点9から171度29分02秒117.19メートルの地点 基点11 基点10から182度06分26秒36.83メートルの地点 基点12 基点11から171度29分53秒52.36メートルの地点 基点13 基点12から158度22分42秒97.79メートルの地点 基点14 基点13から144度03分55秒44.13メートルの地点 基点15 基点14から150度39分17秒62.73メートルの地点 基点16 基点15から224度17分10秒10.78メートルの地点 基点17 基点16から207度52分09秒4.99メートルの地点 基点18 基点17から110度23分33秒9.10メートルの地点

	ルの地点 基点19 基点18から41度11分55秒10.12メートルの地点
	ルの地点 基点20 基点19から117度59分10秒45.91メートルの地点
	ルの地点 基点21 基点20から64度08分53秒18.22メートルの地点
	ルの地点 基点22 基点21から64度08分43秒12.27メートルの地点
	ルの地点 基点23 基点22から89度25分28秒55.05メートルの地点

3 変更年月日 平成28年 3月 1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年4月16日まで縦覧に供する。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人新緑の風
- 3 代表者の氏名 津波古淳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大謝名三丁目6番9号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害福祉サービスに関する事業を行い、障がい者に対し、やりがいのある就労の場や、いきがいの持てる場の提供を行い、本人達が親亡き後も地域で安定した日々を送れることの実現に寄与することを目的とする。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により、指定登録機関を次のとおり指定した。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 公益社団法人沖縄県建築士会
- 2 住所 浦添市西原一丁目4番26号
- 3 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地 浦添市西原一丁目4番26号
- 4 二級建築士等登録事務の開始の日 平成28年 4月 1日
- 5 指定年月日 平成28年 1月 7日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成28年 3月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成28年7月3日午前10時から午後5時10分まで
イ 設計製図の試験 平成28年9月11日午前11時から午後4時まで
- (2) 木造建築士試験
ア 学科の試験 平成28年7月24日午前10時から午後5時10分まで
イ 設計製図の試験 平成28年10月9日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場
- (1) 二級建築士試験
ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- (2) 木造建築士試験
ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- 3 受験申込手続
- (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。
- ア 受験申込受付期間及び時間
- (7) 期間 平成28年3月22日から同月29日まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで
- イ 受験申込方法 センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者 ((3)の郵送による受験申込みにおいて、平成27年以前の受験票(原本)又は合否の通知書(原本)を受験申込書に貼付できない者を含む。)は、受付場所における受験申込みを行うこと。
- ア 受験申込書の配付期間及び配付場所 受験申込書は、(7)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配付する。
- (7) 期間 平成28年3月7日から同年4月11日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、平成28年4月9日(土曜日)及び同月10日(日曜日)は、公益社団法人沖縄県建築士会(浦添市西原一丁目4番26号)に限って配付を行う。)
- (イ) 場所
- a 北部建築設計協会(名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980-53-0952)
b 公益社団法人沖縄県建築士会(浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727)
c 沖縄県宮古土木事務所(宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769)
d 沖縄県八重山土木事務所(石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217)
- イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(7)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。
- (7) 期間 平成28年4月7日から同月11日まで(沖縄県宮古土木事務所及び八重山建築設計監理協会においては平成27年4月7日及び同月8日)
- (イ) 場所
- a 公益社団法人沖縄県建築士会(浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727)
b 沖縄県宮古土木事務所(宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769)
c 八重山建築設計監理協会(石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920)
- ウ 受付時間
- (7) 受験申込書の配付 午前9時30分から午後5時(平成28年4月11日においては、午後4時)まで
(イ) 受験申込み 午前10時から午後5時まで
- エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。
- (3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成27年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、平成27年以前の二級建築士試験の受験票(原本)若しくは合否の通知書(原

本)又は木造建築士試験の受験票(原本)若しくは可否の通知書(原本)を受験申込書に貼付できるものに限り行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書(受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。)又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成28年3月14日から同月29日まで(申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。)

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成28年8月23日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成28年12月1日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成28年9月6日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成28年12月1日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成28年6月8日以後において公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほか、センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月1日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表に次のように加える。

1,000人を超え2,000人以下	4人
-------------------	----

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--